

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年8月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年8月25日（木）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒承認（1件）
議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（6件）
議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第27号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当（2件）
- 4 出席委員（13名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 8番・坂元三郎 9番・井澤 守
10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代 13番・福田 修
14番・高松幹博
- 5 欠席委員（1名）
7番・船岡重夫
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
10番・鳴瀬敏雄 委員 11番・丸山治正 委員
- 8 議 事
事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和4年8月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。
会 長： 開会挨拶
事務局： ありがとうございます。
それでは、議事に入ります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員13人が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、10番・鳴瀬敏雄委員、11番・丸山治正委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、議案第24号から第27号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町野谷字愛宕（上野谷公民館東方）

地目：畑

面積：403㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元兼業農業者

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・管理機・草刈機・軽トラック

栽培作物：水稻・野菜

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。申請地は譲渡人により果樹が

植えられています。すぐに伐採はできないが、少しずつ野菜を栽培していきたいとのことなので、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年8月22日13時30分～16時00分までの間、9番・井澤守農地担当副会長補佐、5番・梅本成子委員、12番・大西寿々代委員及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。担当委員から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地は柿・梅・柚・イチジクなどの果樹が植えられました。今後は譲受人が少しずつ野菜などを栽培される見込みです。農家の後継者として農機具も揃っており、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は6件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町中一色字宮ノ端	畑	315㎡
	畑	710㎡
	畑	708㎡
	3筆合計	1,733㎡

(中一色地区特別指定区域の新規居住者の住宅区域)

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住所有者

譲受人：不動産業者

転用目的：分譲住宅用地 5区画

土地利用計画：西は道路及び既設住宅3戸、北は細い道を挟んで雑木林、東は竹林、南は農地。造成後碎石敷し転圧する。雨水は

開発地内道路側溝から町道に埋設の既設雨水管に放流。住宅建築後の汚水は公共下水道に接続。都市計画法第29条第1項の開発行為許可申請書受付済み。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は畑で、農業用水及び排水に影響はない。隣接する農地や道路への影響もないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地は保安全管理されてきました。東側の竹藪は2mくらい低くなっています。南側の畑は一部夏野菜が植えられていました。造成後一戸建て住宅用地として分譲される計画で、雨水や汚水の放流先も計画されていますので、用排水や道路、農地への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町国岡字高藪 (愛宕池東)

地目： 畑

面積： 1, 673 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町内在住所有者

譲受人： 町内在住農業者兼会社役員

転用目的： 露天資材置場兼賃貸露天駐車場

土地利用計画： 南は道路、西は農地と水路、北は農地、東は境内地。

造成後砕石敷する。西側水路に接する部分は造成しない。南

側入り口付近は譲受人が農業用の資材置き場として利用、奥は賃貸露天駐車場29台分。防犯灯3灯設置。雨水は、申請地内にU字溝に敷設し西側の水路に放流する。既に碎石敷している部分あり、始末書添付。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二杉委員です。申請地は畑であったため農業用水及び排水に影響はない。隣接する農地、道路への影響もないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は、以前ブドウ畑であった傾斜地で、北と西に向かって低くなっています。雨水は申請地内に設置するU字溝から西側の水路に流す計画ですので、周囲の農地や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在： 稲美町加古字北新田北 (神戸鉄工団地南方)

地目： 田

面積： 147 m²

移動(設定)する権利： 使用貸借権

譲渡(貸付)人： 町内在住所有者

譲受(借受)人： 町内在住者(譲渡人の同居の子)

転用目的： 一般個人住宅

土地利用計画： 北・東は申請人居住の住宅敷地、南は道路、西は農地で境界に擁壁あり。表土鋤取り、掘削、山土入替え。雨水は

既設の道路側溝へ。汚水は南側道路敷設の公共下水に接続する。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地を転用しても、農業用水及び排水、隣接する農地、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は、住宅敷地と同じ高さになっていましたが、鋤いてありました。西側の農地には給水用のバルブがあります。雨水は道路側溝に放流、汚水は下水道に接続します。用排水や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所在： 稲美町蛸草字中條 (蛸草交差点東方)

地目： 田

面積： 36㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町内在住所有者

譲受人： 町内在住自営業者

転用目的： 進入路兼露天資材置場

土地利用計画： 東は道路、南は水路、西は譲受人所有の農地。畦畔取り払い、道路から2m50cm幅のスロープ設置、残りは農業用資材置場。雨水は譲受人所有の農地内へ。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は衣笠委員です。転用による影響は特にないと報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・梅本委員： 申請地は、県道と、水路、譲受人所有の農地に囲まれています。雨水は、譲受人の田に流れ込むので、用排水や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所在： 稲美町加古字見谷北 (見谷山バス停北方)

地目： 田

面積： 944㎡

移動(設定)する権利： 賃借権

譲渡(貸付)人： 町外在住所有者

譲受(借受)人： 豆菓子製造業者

転用目的： 賃貸露天駐車場

土地利用計画： 北・南は道路、西は借受人の既設の露天駐車場、東は農地。造成後砕石敷く。南は境界ブロックとU字溝設置しグレーチング蓋掛け、東はブロック積み内側にU字溝設置、北はU字溝設置する。雨水はU字溝を北へ流れ北西角から農道下を通過して農地の排水先である北側の水路へ。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号5」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は石見委員です。申請地の転用にあって特に

問題はないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

9番・井澤委員： 申請地は耕作されず雑草が伸びていました。東側の農地は給排水とも別にあります。雨水は申請地内に設置するU字溝から既存の排水先に放流する計画ですので農地や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

1番・藤本委員： 雨水を流すU字溝ですが、東の農地との間は申請地内に設置されますか。

事務極： 計画では、申請地内です。

議長： 他に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」の転用及び賃借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり転用及び賃借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所在： 稲美町野谷字愛宕 (上野谷公民館東方)

地目： 畑

面積： 495㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 地元兼業農業者

転用目的： 農家住宅

土地利用計画： 西は農地、北は宅地、東は道路、南は今年申請があり許可された譲受人の農地。西側・南側は擁壁し造成する。住宅1棟建築。雨水は東側道路の東既設水路へ、汚水は集落排水に接続。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号6」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は松本委員です。転用による農業用水及び排水への影響はない。隣接する農地、道路への影響もないと思われるとの

報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

12番・大西委員： 申請地は先ほど審議した3条農地の北側です。耕作はされていませんでした。高低差があり、南半分が一段低くなっています。農地と接する西側・南側は擁壁を設置される計画です。隣接の農地、用排水や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号6」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 6件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 7件

申請筆数： 9筆

申請面積： 15,634㎡

「各筆明細」（町が作成する農用地利用集積計画）

利用権を設定する申請者（借受者）： 6件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 7件

申請筆数： 9筆

申請面積： 15,634㎡

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 借受人等について、地元の最適化推進委員へ調査依頼した案件はありません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。
農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第27号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。意見を求められているのは2件です。
それでは、「1件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「1件目」 No.202207-01 認定新規就農者満了の個人
作目：養蜂 100群 2,400kg → 200群 4,800kg
農業用機械等の取得計画：作業場 1棟
年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

事務局： 説明は以上です。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
「1件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「1件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。

議長： 次に、この議案の「2件目」についてですが、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に 番・ 委員が抵触しますので、委員の退席を求めます。
(委員退席)

「2件目」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「2件目」 No.202207-02 法人営農組合 更新
作目：水稲・大麦・大豆の作付面積・収量の増
農業用機械等の取得計画：コンバイン・トラクターのロータリーなど取得
年間農業所得・年間労働時間は構想基準に適合

事務局： 説明は以上です。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
「2件目」について、計画が適当であると判断される委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「2件目」の農業経営改善計画について「適当である」と報告することに決定します。
退席中の 番・ 委員 は自席にお戻りください。
(委員、席に戻る)

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年8月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年8月25日

議長 坂本英正

委員 鳴瀬敏雄

委員 丸山治正